

消防消第247号
平成28年12月28日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁消防・救急課長
(公印省略)

新潟県糸魚川市大規模火災を踏まえた火災に対する警戒の強化について

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市において発生した火災は、市街地の広範囲に延焼拡大し、地震時を除く市街地火災としては、昭和51年の酒田市大火以来の大規模な災害となりました。出火及び延焼拡大の原因については、地元消防本部において調査中ですが、木造建築物の密集する地域で発生したことや最大風速13.9m/s(最大瞬間風速27.2m/s)にも及ぶ強風が長時間吹いていたこと等が、延焼拡大要因と考えられます。

今後、春先までの間は強風や乾燥、暖房器具の使用等により火災が発生しやすい時季であり、既に、各地で火災が多発している状況にあることを踏まえ、次の事項について適切に対応するようお願い致します。

- 1 各市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)においては、出火及び火災拡大の防止のため、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ、水利の確認、延焼拡大危険の高い地域を中心とした巡視を行うなど、火災に対する警戒の強化を図ること。
- 2 各都道府県知事は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第1項に基づき気象庁長官等から火災気象通報が発せられた場合には、同条第2項に基づき、都道府県内の市町村長に対して直ちに通報すること。
- 3 各市町村長は、当該通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、同条第3項に基づき適切に対応すること。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、本通知の内容について、貴都道府県内の市町村等に対して周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【問合せ先】

消防庁消防・救急課 警防係

吉村、伊藤、馬場

電話 03-5253-7522

e-mail keibou@ml.soumu.go.jp